

○白井市商業施設等誘致促進条例

平成30年12月26日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、本市における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の基本方針（以下「白井市都市マスタープラン」という。）に基づく公益的施設誘導地区における商業施設等の誘致を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設誘導地区 市内の市街化調整区域（法第7条第1項の市街化調整区域をいう。）のうち、白井市都市マスタープランに基づく土地利用方針図における公益的施設誘導地区をいう。
- (2) 商業施設等 商業施設、観光施設、流通業務に係る施設その他の公益的施設誘導地区内に建築できる施設をいう。
- (3) 開発行為 法第4条第12項の開発行為をいう。
- (4) 地区計画 法第12条の5の地区計画をいう。
- (5) 対象事業 公益的施設誘導地区において法第19条第1項の規定による都市計画の決定を受けた地区計画の区域における開発行為をいう。
- (6) 事業者 対象事業を行う法人（集団で事業を営む者であって、規則で定めるものを含む。）又は個人をいう。

(対象事業者)

第3条 この条例の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、対象事業及び対象事業に関連する施設の整備に1億円以上の事業費を支出する者とする。

(奨励措置)

第4条 市長は、対象事業者のうち次条の指定を受けた者に対し、白井市商業施設等立地奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

(事業者の指定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、指定を受けなければならない。

(奨励金の交付の決定等)

第6条 前条の指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付の決定を受けなければならない。

2 指定事業者が次条第1項に規定する期間における各年度の年度末までに市税、使用料その他公課を完納しないときは、奨励金を交付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(奨励金の額)

第7条 奨励金の額は、商業施設等の業務の開始後に対象事業の区域内における土地、家屋及び償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）に係る固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間ににおける各年度の固定資産税に相当する額とする。ただし、次に掲げるものに係る固定資産税に相当する額を除く。

(1) 指定事業者が対象事業を行う前から対象事業の区域内に存していた家屋並びにその家屋に付随する土地及び償却資産

(2) 商業施設等において事業を営む者が対象事業の区域内において賃借している償却資産

2 前項の場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(奨励金の交付の時期)

第8条 奨励金の交付の時期は、前条第1項に規定する期間における各年度のそれぞれ翌年度とする。

(指定事業者の取消し等)

第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金は、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 対象事業のうち主たる施設の業務を廃止し、若しくは休止したとき又は対象事業のうち主たる施設の業務が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(2) 詐欺その他の不正行為により第5条の指定を受けたとき。

(3) その他市長が特に取消しの必要があると認めたとき。

(地位の承継)

第10条 合併、分割、相続その他の理由により指定事業者としての地位を承継する者は、当該指定事業者としての地位を承継する。

2 前項の規定により指定事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、商業施設等の業務の実施状況その他必要な事項について報告させ、又は当該職員に、商業施設等に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

○白井市商業施設等誘致促進条例施行規則

平成30年12月26日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、白井市商業施設等誘致促進条例（平成30年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(事業者)

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 資本の額又は出資の総額の2分の1以上を所有している親会社及びその子会社（親会社及び子会社の双方で、又は子会社が単独で資本の額又は出資の総額の2分の1以上を所有している会社を含む。）が一体として活動している企業集団
- (2) 商業施設等の新設に要する土地、家屋及び償却資産の取得を共同して行う者及びその者が共同出資により設立した会社が一体として活動している企業集団

(指定の申請)

第4条 条例第5条の規定により指定を受けようとする対象事業者は、白井市指定事業者指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款その他これに類するもの
- (2) 個人にあつては、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 事業概要書
- (4) 商業施設等に係る建築の検査済証の写し
- (5) 商業施設等の位置図、配置図及び完成図書
- (6) 商業施設等及び対象事業に関連する施設の整備に支出した事業費に係る契約書の写し及び内訳書
- (7) 指定事業者及び対象事業の区域における土地、家屋及び償却資産（奨励金交付の算定根拠となるものに限る。）の所有者に係る課税状況等を調査することに同意する旨の書面
- (8) 奨励金の交付の算定に必要な償却資産に係る申告書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、対象事業のうち主たる施設（以下「主たる施設」という。）

の業務の開始日から起算して2箇月以内に市長に提出しなければならない。

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条の規定により指定をしたときは、白井市指定事業者指定通知書(別記第2号様式)により当該対象事業者に通知するものとする。

(対象事業の変更の届出)

第6条 指定事業者は、指定の申請事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から起算して10日以内に白井市指定事業者変更届出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(業務の廃止等の届出)

第7条 指定事業者は、主たる施設の業務を廃止し、又は休止したときは、その事実が発生した日から起算して10日以内に業務(廃止・休止)届出書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付の申請)

第8条 条例第6条第1項の規定により交付の決定を受けようとする指定事業者は、白井市商業施設等立地奨励金交付申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 指定事業者に係る市税、使用料その他公課を完納していることを証するもの

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、条例第8条に規定する奨励金の交付の時期における各年度の5月末日までに市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付の決定)

第9条 市長は、条例第6条第1項の規定により奨励金の交付を決定したときは、白井市商業施設等立地奨励金交付決定通知書(別記第6号様式)により当該指定事業者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第10条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた指定事業者は、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、当該決定を受けた日から起算して1箇月以内に白井市商業施設等立地奨励金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(指定事業者の取消し)

第11条 市長は、条例第9条の規定により指定を取り消したときは、白井市指定事業者指定取消通知書(別記第8号様式)により当該指定事業者に通知するものとする。

(奨励金の返還命令)

第12条 市長は、条例第9条の規定により奨励金の返還を命ずるときは、白井市商業施設等立地奨励金返還命令書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(地位の承継の届出)

第13条 条例第10条第2項の規定による届出は、白井市指定事業者地位承継届出書（別記第10号様式）によるものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地位の承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(身分の証明)

第14条 条例第11条第2項の規定による立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入検査員証（別記第11号様式）とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。